

陳 述 書

平成29年7月25日

外務省北米局日米地位協定室長

第1 経歴

私は、平成29年1月から現在まで、外務省北米局日米地位協定室長を務めております。私は平成7年に外務省に入省しました。平成19年12月から平成21年7月までは、国際法局条約課首席事務官として、条約その他の国際約束の締結・解釈及び実施に関する事務に従事し、同月から平成24年1月までは、在アメリカ合衆国日本国大使館一等書記官として、同月から同年8月までは同大使館参事官として、日米間の外交事務に従事しました。その後、平成24年8月から平成26年1月まで在ロシア日本国大使館参事官として、日露間の外交事務に従事しました。平成27年10月から平成28年9月までは、総合外交政策局総務課外交政策調整官として、同月から平成29年1月までは、同課主任外交政策調整官として、日本の外交政策の総合調整に関する事務に従事しました。

第2 本件メールを証拠提出できないことについて

平成29年4月5日付けの陳述書（乙第21号証）において、本件文書2の開示についての平成27年6月25日から同月30日までの間の岡田事務官とフロスト事務局長のやり取りについて述べられています。その後、原告から、岡田事務官とフロスト事務局長とのメール（以下「本件メール」といいます。）の証拠提出について求められたことから、本件メールの提出について米国と外務省で協議しましたが、米国は、在日米軍に関する将来における日米間のメー

ル等による調整に萎縮効果をもたらし、在日米軍の安定した駐留を阻害するとの理由から、本件メールに含まれる個々の情報単位ではなく、本件メール全体について、証拠提出について同意できないと意見を述べました。

本件メールは、当事者間での意見交換であり、また、迅速かつ忌憚のない意見交換を行う趣旨から、非公開の情報や、率直な意見が含まれるものであって、公開を前提として作成されるものではありません。平成28年11月16日付けの陳述書(乙第9号証第2・2ないし4ページ)で野村室長が述べたとおり、外国との協議の過程での意見交換等の内容の一方的な公開は相手方との信頼関係を損なうため、不開示として扱うのが当然の国際慣行であり、秘密保持を適切に行うことが各国と情報のやり取りを行う上で不可欠の前提条件であって、これは本件メールにも当てはまります。したがって、米国の同意を得られない以上、日本政府として本件メールを証拠提出することは、米国との信頼関係を損ない、今後、米国との間で忌憚のない協議や意見交換を行うことを阻害し、日米両国の信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるため、困難です。具体的には、現在、米国との間で行っているメールを含めた様々な意見交換や調整等について、米国の対応が消極的になり、迅速な連絡や、大量の資料のやり取りもできないことになってしまい、米国との外交事務に支障を来すばかりか、忌憚のない意見交換も不可能となります。

上記の状況から、本件メールは、部分的なマスキングを施すなどの方法によっても証拠提出することはできないものの、そのやり取りの内容については、平成29年7月25日付けの陳述書において室谷正克首席事務官が述べているとおりです。

(以上)